

(別添)

公害関係基準のしおり（令和7年(2025年)3月）主な改正点

ページ	改正内容等
4～6	水質汚濁に係る環境基準についての一部改正に伴い、河川及び湖沼のA類型に係る利用目的から水浴を削除
20	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況のうち、北陸新幹線に係る同指定状況の一部改正に伴い、改正日及び告示番号を変更
25	水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、排水基準の項目のうち「大腸菌群数」を「大腸菌数」へ変更
42	水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、上乗せ排水基準の項目のうち「大腸菌群数」を「大腸菌数」へ変更
73～76	大気汚染防止法施行規則の一部改正に伴い、水銀排出基準濃度の変更、ガスタービンの排出基準の追加、連続測定について追加
121	水質管理目標設定項目（平成15年10月10日厚生労働省健康局長通知）が令和6年3月21日付けて改正されたことに伴い、「パラコート」の目標値を「0.005mg/L」から「0.01mg/L」へ変更

○留意事項

日本産業規格 JIS K 0102（工場排水試験方法）が JIS K 0101（工業用水試験方法）と統合したことに伴い、公共用水域水質環境基準、排水基準、土壌環境基準、地下水環境基準等に係る所要の告示の改正がされる見込みです。告示が改正された場合は、改正後の告示を参照してください。

# 目 次

## 【環境基準等】

### 水質関係

○人の健康の保護に関する環境基準	1
○地下水の水質汚濁に係る環境基準	2
○人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値	3
○生活環境の保全に関する環境基準	4
1 河川	4
2 湖沼	5
○水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値	7
○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	8
1 河川	8
2 湖沼	12
○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況図	14
○諏訪湖における底層溶存酸素量の類型指定状況図	15

### 大気関係

○大気の汚染に係る環境基準	16
○大気中炭化水素濃度の指針	16
○有害大気汚染物質の指針値	16
○大気汚染防止法第 23 条第 1 項及び第 2 項に基づく緊急時の措置の発令要件	16
○大気汚染防止法第 21 条に基づく要請基準	16

### 騒音関係

○騒音に係る環境基準	17
○騒音に係る環境基準の類型指定状況	17
○航空機騒音に係る環境基準	19
○新幹線鉄道騒音に係る環境基準	19
○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況	20

### 土壌関係

○土壌の汚染に係る環境基準	21
---------------	----

### ダイオキシン類関係

○ダイオキシン類に関する環境基準	23
------------------	----

## 【排出基準等】

### 水質関係

○水質汚濁防止法第 3 条第 1 項に基づく一律排水基準	24
1 有害物質に関する項目	24
2 生活環境に関する項目	25
○水質汚濁防止法第 12 条の 3 に基づく特定地下浸透水の浸透の制限	30
○排出水の汚染状態の測定等	31
○規制対象	32
○水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく上乘せ排水基準	41
1 有害物質に関する項目	41
2 生活環境に関する項目	41
(1) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量	41
(2) BOD (COD)、SS 等	42

(3) 窒素、燐	43
○湖沼水質保全特別措置法第7条に基づく規制基準（汚濁負荷量基準）	43
1 規制対象施設	44
2 規制対象地域	44
3 規制基準	44
○湖沼水質保全特別措置法第14条に基づくみなし指定地域特定施設に係る排水基準	47
1 規制対象地域	47
2 排水基準	47
○湖沼水質保全特別措置法第15条に基づく指定施設及び基準、同法第22条に基づく準用指定施設及び基準	48
1 対象施設	48
2 指定施設・準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準	48
(1) 豚房施設、牛房施設、馬房施設	48
(2) こいの養殖施設	48
○良好な生活環境の保全に関する条例の規定による排水基準	49
○事故時の措置	50
○有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法	51

## 大気関係

○大気汚染防止法第2条第2項の規定によるばい煙発生施設及び排出基準適用一覧	53
○大気汚染防止法第3条第1項の規定による排出基準	55
1 硫黄酸化物の排出基準	55
2 ばいじんの排出基準	56
3 有害物質の排出基準	60
4 有害物質の排出基準（窒素酸化物）	61
○大気汚染防止法に基づくばい煙量等の測定について	65
1 排出基準適用項目	65
2 大気汚染防止法に基づくばい煙等の測定頻度	65
3 排出基準適用猶予施設	65
○大気汚染防止法第2条第5項の規定による揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧	66
○大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物濃度の測定について	67
○揮発性有機化合物に該当する主な物質	67
○大気汚染防止法第2条第9項の規定による一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準	68
○大気汚染防止法第2条第10項の規定による特定粉じん発生施設及び敷地境界基準	69
○大気汚染防止法第2条第11項の規定による特定粉じん排出等作業及び作業基準	70
1 特定粉じん排出等作業	70
2 特定工事	70
3 作業基準	70
○大気汚染防止法第2条第14項の規定による水銀排出施設及び排出基準一覧	72
1 石炭燃焼ボイラーの排出基準	72
2 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次精錬の用に供する施設）の排出基準	72
3 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次精錬の用に供する施設）の排出基準	73
4 廃棄物焼却炉の排出基準	73
5 セメントクリンカー製造施設の排出基準	74
6 ガスタービンの排出基準	74
○大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定について	75
1 水銀濃度の測定	75
2 大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定頻度	76
○大気汚染防止法附則第9項の規定による指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	77

1	ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	77
2	トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	78
○	良好な生活環境の保全に関する条例第15条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準	79
1	ばい煙に係る規制基準	79
2	粉じんに係る管理基準	79
○	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく指定地域の指定状況	80
○	事故時の措置	81

## 騒音関係

○	騒音規制法に基づく規制基準等	82
1	規制基準等	82
(1)	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	82
(2)	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	82
(3)	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(要請限度)	83
2	指定地域	84
(1)	騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況	84
(2)	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況	85
(3)	特定工場	86
(4)	特定建設作業騒音関係	86
(5)	自動車騒音要請限度関係	86
3	規制対象	86
(1)	特定工場等	86
(2)	特定建設作業	87
○	良好な生活環境の保全に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する規制基準等	88
1	規制時間	88
2	規制対象	88
3	規制内容	88
4	規制地域の指定状況	88
○	商業宣伝放送に係る拡声器の使用基準等に関する指導要綱の概要	89

## 振動関係

○	振動規制法に基づく規制基準等	90
1	規制基準等	90
(1)	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	90
(2)	特定建設作業の規制に関する基準	90
(3)	道路交通振動の限度(要請限度)	90
2	指定地域	91
(1)	振動規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況	91
(2)	特定工場及び道路交通振動関係	91
(3)	特定建設作業振動関係	91
3	規制対象	92
(1)	特定工場等	92
(2)	特定建設作業	92

## 悪臭関係

○	悪臭防止法第4条第1項の規定による物質濃度規制の基準等	93
1	規制地域の指定区分	93

2 規制地域の指定状況	93
3 規制基準	94
(1) 敷地境界線の地表における規制基準及び規制基準の設定状況	94
(2) 気体排出施設から排出される悪臭物質に係る規制基準	94
(3) 排出水に含まれる悪臭物質に係る規制基準	94
○悪臭防止法第4条第2項の規定による臭気指数規制	95
1 規制地域の指定区分	95
2 規制基準の設定方法	95
(1) 敷地境界線の地表における規制基準	95
(2) 気体排出施設から排出される気体に係る規制基準	96
(3) 排出水に係る規制基準	96
○騒音・振動・悪臭規制等地域指定状況	97

## 土壌関係

○土壌汚染対策法第6条第1項第1号の規定に基づく区域の指定基準	98
○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項に基づく対策地域指定要件	99
○農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準	99

## ダイオキシン類関係

○ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項の規定による特定施設及び同法第8条の規定による排出基準	100
1 大気基準適用施設	100
2 水質基準適用施設	101

## 公害防止組織関係

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条に基づく公害防止管理者の選任基準等	103
1 公害防止管理者を選任すべき特定工場（ばい煙発生施設関係）	103
2 公害防止管理者を選任すべき特定工場（汚水等排出施設関係）	105
3 公害防止管理者を選任すべき特定工場（騒音・振動発生施設関係）	114
4 公害防止管理者を選任すべき特定工場（特定粉じん発生施設関係）	114
5 公害防止管理者を選任すべき特定工場（一般粉じん発生施設関係）	114
6 公害防止管理者を選任すべき特定工場（ダイオキシン類発生施設関係）	115
7 公害防止主任管理者を選任すべき特定工場	116
8 公害防止統括者を選任すべき特定工場	116

## 参 考

○湖沼水質保全計画で定める水質目標	117
○水道法第4条に基づく水質基準等	118
○浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準	123
○おいしい水の水質要件	123
○底質の暫定除去基準	123
○魚介類の水銀の暫定的規制値	123
○食品中に残留するPCBの暫定的規制値	123
○農薬に係る規制値等	124
○水浴場の水質の判定基準	126
○農業（水稻）用水基準	126
○水産用水基準	127
○放射能に係る基準等	129
○公害関係の基準等に対する問い合わせ先	130